



三重工務局では11月を「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」として、期間中の勤労感謝の日にあわせて「全国一斉無料相談ダイヤル」を設置して相談に応じます。

賃金不払残業とは、いわゆる「サービスクラス」のことで、労働基準法第37条に違反する行為です。これにより労働時間管理がおろそかにな

お知らせ

「働き方」 見直してみませんか？

本庁商工政策課



今月の納税

国民健康保険税（6期）

納期限

11月30日（金）

納期限内に納めましょう

【問い合わせ】
本庁税務課 ☎ 22-9612

列車に乗って

伊賀線の車窓には美しい風景があります。伊賀線に乗って、西大手駅から新居駅まで、服部川と田んぼと上野城が見えるところ。関西本線に乗って、島ヶ原駅が近づくと木津川が眺められるところ。伊賀市内の鉄道に乗るとノスタルジーを感じます。森の中を、また家々の隙間を縫うように走る線路、レンガが残るトンネル、田んぼのあぜ道から手を振る子ども、差し込む夕陽…多くの人が懐かしみ、ほっとするような風景が、こんな身近に広がっています。秋のおでかけは、何だか懐かしい鉄道で行ってみてはいかがでしょうか。

【問い合わせ】
本庁企画調整課 ☎ 22-9621

り、長時間労働が常態化してしまう側面もあります。長時間労働による疲労の蓄積は、脳・心臓疾患（くも膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞等）の発症による「過労死」をまねく恐れがあります。

▼全国一斉無料相談ダイヤル
11月23日（金）祝
午前9時～午後5時
フリーダイヤル
☎ 0120・8997・2883 はやくなくそう 不払残業

【問い合わせ】
三重労働局監督課
☎ 059・226・2106

受けている人（平成11年～平成18年に入居した人）は、税源移譲で所得税が減少することにより、所得税から住宅借入金等特別税額控除を受けられなくなる分を、平成20年度から最長平成28年度までの住民税から控除する経過措置が設けられました。

※申告書に住宅借入金などの年末残高合計額を記載する欄がありますので、年末残高証明書の写しか金額のわかるものを保管しておいてください。

【申告方法】
■給与所得のみで確定申告を行わない人
平成20年1月1日現在の住所の市区町村へ住民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出します。

■確定申告を行う人

地域安全コーナー

伊賀警察署だより

被害者相談窓口について

犯罪や事故に遭ったときは、突然の出来事に戸惑い、直接の被害だけでなく、心に深い傷を負って悩んだり、経済的負担が大きくなるなどつらい思いをします。

警察では、そんな悩みを抱えている方をサポートするため、被害者相談窓口を設け、被害に遭われた方からの相談に応じています。直接被害に

遭われた本人だけでなく、家族、友人の方でも、気軽に相談窓口をご利用ください。

また「みえ犯罪被害者総合支援センター」でも、電話・面接相談や、心理相談などに応じ、内容によっては、臨床心理士・弁護士による専門相談も行います。

相談者のプライバシー保護のため被害者などからの相談を適切に対応していますので安心してご相談ください。

【相談窓口】
▼みえ犯罪被害者
総合支援センター
☎ 059・221・7830 なやみなし
月～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後4時

【問い合わせ】
伊賀警察署 ☎ 21・0110
名張警察署 ☎ 62・0110

所轄税務署（上野税務署）に確定申告書と一緒に住民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出します。

※申告期限は平成20年度は3月17日までです。

※申告書の入手方法などの詳細については、決まり次第本紙などでお知らせします。

【問い合わせ】

本庁税務課 ☎22・9613

秋の全国火災予防運動

消防本部予防課

【運動期間】

11月9日(金)～15日(木)

【全国統一標語】

「火は見てる

あなたが離れる その時を」

【問い合わせ】

消防本部予防課

☎24・9105



高次脳機能障害相談

本庁高齢障害課

高次脳機能障害とは、交通事故や脳血管疾患（脳卒中な

ど）により、脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障がいを抱え、生活に支障をきたすことをいいます。

三重県身体障害者総合福祉センターの専門員による相談を行いますのでご利用ください。

【相談日】 毎月第3金曜日

午後2時～4時30分

【相談場所】

障害者相談支援センター

（介護保険課事務所内）

※電話での相談も可

【問い合わせ】

本庁高齢障害課

☎22・9656

障害者相談支援センター

☎26・7725

まちの保健室へ

いらっしやい

本庁健康推進室

県では、県民の皆さんの健康づくりをサポートする場として「まちの保健室」を開いています。

【とき】 毎月第4土曜日

午前11時～午後2時

【ところ】 エルピスハウス伊賀

地域交流センター（上野恵美須町）

【内容】 保健師・看護師など

による、無料の血圧測定、体脂肪測定、健康相談など

【問い合わせ】

（社）三重県看護協会

☎059・225・1010

三重県健康福祉部

☎059・224・2294

就職セミナー（U・J・I ターン合同求人説明会）

本庁商工政策課

市・上野商工会議所・伊賀市商工会では、地元就職の促進を図るため、就職セミナー（U・J・Iターンを含む合同求人説明会）を開催します。

【とき】 11月26日(月)

午後1時～4時

【ところ】

上野フレックスホテル

【内容】 「求人企業」市内企業、周辺企業（求職者）来春および来々春卒業予定の大学生・短大生・専門学校生と未就職者など

【問い合わせ】

上野商工会議所

☎21・0527

伊賀市商工会

☎45・2210

本庁商工政策課

☎22・9672

国民年金のはなし



離職（失業）による保険料免除について

国民年金保険料には、全額または一部（4分の1納付、半額の納付、4分の3納付）の保険料が免除される免除制度があります。

免除の承認は、被保険者・配偶者および世帯主の前年の所得を基準に決定されることになっていますが、失業などにより現在収入がない場合は、特例により認められる場合がありますので、年金手帳・印鑑および失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証などをご持参のうえ、本庁健康保険課、各支所健康福祉課または社会保険事務所に提出してください。

納めた保険料は社会保険料控除の対象となります

納付された国民年金保険料は、全額が所得税・市民税などの社会保険料控除の対象と

なります。ただし、控除の申告の際は、納付したことを証明する書類の添付が必要で、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が社会保険庁から毎年11月上旬に送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付が見込まれる場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

なお、10月2日から12月31日までに今年はいじめて納付された方については、平成20年2月上旬にお送りします。

三重県内において社会保険事務所の職員を装い現金自動支払機を操作させて、振込みを行わせる「振り込み詐欺」の被害が多発しています。社会保険職員を装った不審電話にご注意ください。

【問い合わせ】 津社会保険事務所 ☎059・228・9188 本庁健康保険課 ☎22・9659